

◆税率について

- (1) 法人市民税法人税割 12.1%
(平成26年9月30日以前に開始した事業年度は、14.7%)

(2) 均等割

資本金等の額	従業者数	税率(年額)
50億円を 超える法人	50人を超えるもの	3,000,000円
	50人以下のもの	410,000円
10億円を超え 50億円以下の法人	50人を超えるもの	1,750,000円
	50人以下のもの	410,000円
1億円を超え 10億円以下の法人	50人を超えるもの	400,000円
	50人以下のもの	160,000円
1千万円を超え 1億円以下の法人	50人を超えるもの	150,000円
	50人以下のもの	130,000円
1千万円以下の 法人	50人を超えるもの	120,000円
	50人以下のもの	50,000円

◆法人市民税申告方法

○書類による場合

下記提出先まで、申告書を持参又は郵送してください。

※申告するにあたっては、「入力用」を提出する必要はありません。

※申告書等で控えが必要な方は、申告書(控え)も作成の上、提出してください。郵送による提出の場合は、切手を貼付し、宛先を記入した返信用封筒を同封してください。

○電子申告による場合

一般財団法人地方電子化協議会の地方税ポータルシステム「eLTAX(エルタックス)」により申告してください。(詳しくは(<http://www.eltax.jp/>)をごらんください。)

※ゆうちょ銀行で納付する場合は納付書に口座番号・加入者・取りまとめ店(取りまとめ店については3枚目のみ)を記入してご使用下さい。

口座番号・・・00170-5-960088 または 00170-8-963002

加入者・・・笠間市会計管理者

取りまとめ店・・・東京貯金事務センター

※指定金融機関名(取りまとめ店)・・・常陽銀行 友部支店

◆法人市民税申告書提出先・問合せ先

〒309-1792 茨城県笠間市中央三丁目2番1号

茨城県笠間市役所 総務部 税務課 市民法人税グループ

電話 0296-77-1101(代表) 内線112